資本金一億円以下のもの等について、㈡(1)又は(2)に掲げる法人に該当する場合であっても、取得等の日を含む事業年度から当該取得等の日以後五年を経過する日を含む事業年度までの各事業年度分の事業税に限り、外形標準課税の対象外である法人とすることとした。(附則第八条の三の四関係)

㈣　新たな公益信託制度の創設に伴い、公益信託の委託者等は当該公益信託の信託財産に属する資産及び負債を有するものとみなし、かつ、当該信託財産に帰せられる収益及び費用は当該委託者等の収益及び費用とみなすこととする特例措置を廃止することとした。(附則第八条の四関係)

3　地方消費税

㈠　国外事業者がデジタルプラットフォームを介して行う電気通信利用役務の提供（事業者向け電気通信利用役務を除く。）のうち、国税庁長官の指定を受けた特定プラットフォーム事業者を介してその対価を収受するものについては、特定プラットフォーム事業者が行ったものとみなすこととした。(第七二条の八〇の三関係)

㈡　偽りその他不正の行為により、譲渡割に係る還付（更正の請求に基づく更正によるものに限る。）を受けた場合（未遂の場合を含む。）について、罰則規定を設けることとした。(第七二条の九五関係)

㈢　地方消費税の清算等に使用する統計について、所要の規定の整備を行うこととした。(第七二条の一一四及び第七二条の一一五関係)

㈣　新たな公益信託制度の創設に伴い、公益信託の信託財産に係る取引については、その受託者に対し、当該受託者の固有資産に係る取引とは区別して地方消費税を課する等の措置を講ずることとした。(第七二条の七八、第七二条の八〇、第七二条の八〇の二及び附則第九条の三関係)

4　不動産取得税

㈠　鉄道事業者が取得する地域公共交通の活性化及び再生に関する法律に規定する鉄道事業再構築事業を実施する路線に係る鉄道事業の用に供する一定の不動産について、当該取得が令和八年三月三一日までに行われたときに限り、非課税措置を講ずることとした。(附則第一〇条関係)

㈡　都市緑地法に規定する都市緑化支援機構が一定の業務により取得する土地について、当該取得が令和八年三月三一日までに行われたときに限り、非課税措置を講ずることとした。(附則第一〇条関係)

㈢　次のとおり非課税措置等の適用期限を延長することとした。

(1)　マンションの建替え等の円滑化に関する法律に規定する施行者又はマンション敷地売却組合が、マンション建替事業又はマンション敷地売却事業により取得する特定要除却認定マンション又はその敷地に係る非課税措置の適用期限を令和八年三月三一日まで延長することとした。(附則第一〇条関係)

(2)　新築住宅を宅地建物取引業者等が取得したものとみなす日を住宅新築の日から一年（本則六月）を経過した日に緩和する特例措置の適用期限を令和八年三月三一日まで延長することとした。(附則第一〇条の三関係)

(3)　新築住宅特例適用住宅用土地に係る税額の減額措置について、土地取得後の住宅新築までの経過年数要件を緩和する特例措置の適用期限を令和八年三月三一日まで延長することとした。(附則第一〇条の三関係)

(4)　河川法に規定する高規格堤防の整備に係る事業のために使用された土地の上に建築されていた家屋について移転補償金を受けた者が当該土地の上に取得する代替家屋に係る課税標準の特例措置の適用期限を令和八年三月三一日まで延長することとした。(附則第一一条関係)

(5)　長期優良住宅の普及の促進に関する法律に規定する認定長期優良住宅の新築に係る課税標準の特例措置の適用期限を令和八年三月三一日まで延長することとした。(附則第一一条関係)

(6)　中小事業者等が中小企業等経営強化法に規定する認定経営力向上計画に従って行う事業の譲受けにより取得する一定の不動産に係る課税標準の特例措置の適用期限を令和九年三月三一日まで延長することとした。(附則第一一条関係)

(7)　独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構が一定の業務により取得する土地に係る課税標準の特例措置の適用期限を令和九年三月三一日まで延長することとした。(附則第一一条関係)

(8)　地域における医療及び介護の総合的な確保の促進に関する法律に規定する認定医療機関開設者が認定再編計画に記載された医療機関の再編の事業により取得する一定の不動産に係る課税標準の特例措置の適用期限を令和八年三月三一日まで延長することとした。(附則第一一条関係)

(9)　住宅及び土地の取得に係る標準税率（本則四パーセント）を三パーセントとする特例措置の適用期限を令和九年三月三一日まで延長することとした。(附則第一一条の二関係)

(10)　宅地評価土地の取得に係る課税標準を価格の二分の一とする特例措置の適用期限を令和九年三月三一日まで延長することとした。(附則第一一条の五関係)

㈣　都市再生特別措置法に規定する低未利用土地権利設定等促進計画に基づき取得する低未利用土地権利設定等促進事業区域内にある一定の低未利用土地に係る課税標準の特例措置を廃止することとした。(附則第一一条関係)

5　軽油引取税

㈠　次に掲げる軽油の引取りに係る課税免除の特例措置について、その適用期限を令和九年三月三一日まで延長することとした。(附則第一二条の二の七関係)

(1)　船舶の使用者が当該船舶の動力源に供する軽油の引取り

(2)　自衛隊又は日本国の自衛隊とオーストラリア国防軍との間における相互のアクセス及び協力の円滑化に関する日本国とオーストラリアとの間の協定に規定する訪問部隊として日本国内に所在するオーストラリアの軍隊（以下「オーストラリア軍隊」という。）が通信の用に供する機械、自動車その他これらに類する一定のものの電源又は動力源に供する軽油の引取り

(3)　鉄道事業又は軌道事業を営む者その他一定の者が鉄道用車両、軌道用車両又はこれらの車両に類する一定のものの動力源に供する軽油の引取り

(4)　農業又は林業を営む者その他一定の者が動力耕うん機その他の一定の機械の動力源に供する軽油の引取り

(5)　木材加工業その他の一定の事業を営む者が当該事業の事業場において使用する機械の動力源の用途その他の一定の用途に供する軽油の引取り

㈡　船舶の動力源に供する免税軽油の引取りを行った自衛隊の船舶の使用者が、重要影響事態に際して我が国の平和及び安全を確保するための措置に関する法律、重要影響事態等に際して実施する船舶検査活動に関する法律、武力攻撃事態等及び存立危機事態におけるアメリカ合衆国等の軍隊の行動に伴い我が国が実施する措置に関する法律又は国際平和共同対処事態に際して我が国が実施する諸外国の軍隊等に対する協力支援活動等に関する法律に基づき、当該引取りに係る軽油を譲渡する場合における課税免除の特例措置について、その適用期限を令和九年三月三一日まで延長することとした。(附則第一二条の二の七関係)

㈢　船舶の動力源に供する免税軽油の引取りを行った自衛隊の船舶の使用者が、我が国と我が国以外の締約国との間の物品又は役務の相互の提供に関する条約その他の国際約束で一定のものに基づき、当該引取りに係る軽油を当該締約国の軍隊の船舶の動力源に供するため譲渡する場合における課税免除の特例措置について、その適用期限を令和九年三月三一日まで延長することとした。(附則第一二条の二の七関係)